

第9章 資本調達勘定の推計

1. 実物取引

(1) 総固定資本形成

第6章「3. 総固定資本形成」参照。

(2) 固定資本減耗

固定資本減耗の概念は、通常の摩損及び損傷（減価償却費）と、火災、風水害等の偶発事故による価値の損失のうち通常に予想される額（資本偶発損）との合計として定義する。

固定資本減耗は、第10章「2. 各項目の推計方法」に記載のとおり、恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計と同時に、すべての資本財について、資本財×制度部門（及び経済活動）のマトリックスとして計算し、再調達価格（時価）で表示する²⁵。償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等のデータから推計し、減価償却方法は社会資本も含めて全て定率法を採用する。また償却率は減価償却費のみならず、資本偶発損の概念も含んだものとして定義する。

恒久棚卸法から計算される固定資本減耗はすべて暦年値であり、四半期値については暦年値を四等分する。

(3) 在庫品増加

第6章「4. 在庫品増加」における主体別在庫品増加を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の購入（純）

a. 推計の範囲

土地の購入（純）（以下「土地純購入」という。）は、土地取引の収支の差引額（「購入額」－「売却額」）である。

ただし、土地取引に要する移転コスト（仲介者手数料、登記料等）は、固定資本形成に当たるため含まれず、また、土地の開発・改良のための支出も有形非生産資産の改良として固定資本形成に当たるため含まれない。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。したがって、国内部門の土地純購入の合計は「0」となる。非居住者が土地を購入した場合は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得すると擬制する。また、居住者が海外の土地を購入した場合には、非

²⁵ 一般政府については、平成12年基準までは、推計上の理由により建物、社会資本、無形固定資本のみを固定資本減耗の対象としていたが、平成17年基準改定より、他の制度部門と同様にすべての資本財について固定資本減耗を推計することとなった。

居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し対外直接投資を行うと擬制する。

b. 制度部門別推計方法

(a) 非金融法人企業

・民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地は、固定資産²⁶としての土地（事業用）、棚卸資産としての土地（販売用）に分けられる。

() 固定資産としての土地（事業用）

『四半期別法人企業統計』の土地購入額と売却額から年度及び暦年の簿価ベース土地純購入を推計する。

『法人企業統計年報』から特別利益額に含まれている土地処分益を推計し、「()」から減じて時価ベース土地純購入とする。

() 棚卸資産としての土地（販売用）

販売用土地面積の約9割が不動産業、建設業、運輸業、卸売業の4業種によって保有されているため、下記のとおり推計する。

『法人企業統計』の「不動産業、建設業、運輸業、卸売業」の棚卸資産額から、棚卸資産取引額（土地純購入）を推計する。

各種資料により棚卸資産に占める土地保有額の比率を推計し、「()」に乗じて販売用の土地純購入を推計する。

『企業の土地取得状況等に関する調査』（国土交通省、年次）から全業種の保有土地面積比率を推計した上で、上記4業種の販売用の土地純購入を割戻し、その他の業種を含めた土地純購入を推計する。

・公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

(b) 金融機関

・民間金融機関

土地資産額推計（第10章「2.(1)b.(a)土地 制度部門分割」参照）より得られる金融機関の都道府県別・用途別（店舗用地、社宅用地、その他用地）土地資産額を、用途別土地面積で割戻した単価に、都道府県別・用途別土地面積の増減を乗じて推計する。

・公的金融機関

²⁶ 本項目において「固定資産としての土地」というときの「固定資産」とは、企業会計上の意味で用いている点に留意（SNA上の意味での固定資産には土地は含まれない）。

第9章 資本調達勘定の推計

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。

(c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

・土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に『建設業務統計年報』（国土交通省）の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分及び決算書に示された不動産購入費等を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」による額を計上し、下水道分については中央政府と同様に『建設業務統計年報』から推計する。

・土地の売却額

中央政府、社会保障基金及び地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

(d) 家計(個人企業を含む)

国内全体では土地購入額と土地売却額は一致するため、家計の土地純購入は、国内全体の土地純購入(「0」)から、「(a)～(c) (e)」の合計の土地純購入を引いた残差とする。

(e) 対家計民間非営利団体

土地資産額推計より得られる対家計民間非営利団体の各機関(学校、宗教法人、社会福祉法人)が所有する土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分を乗じて推計する。

(5) 資本移転等

資本移転については、基礎統計等において支払先と受取先を特定できるものについて、国の決算書、『国際収支統計』等から推計する。

2. 金融取引

金融面の計数については、フロー勘定である金融取引表とストック勘定を接合して推計するため、本節でストック推計についても併せて説明する。

(1) 推計方法の概要

a. 『資金循環統計』との整合性

金融資産・負債残高及び取引は、『資金循環統計』を基礎資料とし、より精度の高い資料が入手できる場合は他の資料を用いて推計を行うことを原則とする。

SNAと『資金循環統計』との相違点は次のとおり。

(a) 部門構成の相違(表9-1参照)

・SNAでは、非金融法人企業の「公的非金融企業」を「企業特別会計」、「独立行政法人等」、「地方公営企業」及び「地方公社」に区分している。

・SNAでは、一般政府の「中央政府」の内訳部門として「うち一般会計・非企業特別会計」を表章する。

・SNAでは、金融機関を「民間金融機関」、「公的金融機関」に区分している。金融資産・負債の変動及び残高に関する勘定では、「公的金融機関」の内訳項目である「融資特別会計」に財政投融资特別会計の財政融資資金勘定と投資勘定が含まれる。なお、資本調達勘定の金融取引やストック編の制度部門別勘定では、「公的金融機関」に中央銀行を含んでいる。

表9 - 1 部門構成

制度部門	内 訳 部 門			
非金融法人企業	民間非金融法人企業			
	公的非金融企業	企業特別会計		
		独立行政法人等		
		地方公営企業		
		地方公社		
金融機関	中央銀行			
	民間金融機関	預金取扱機関	国内銀行	
			中小企業金融機関等	
			農林水産金融機関	
			在日外銀	
			合同運用信託	
		保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関	公社債投信	
			株式投信	
			ファイナンス会社	
			債権流動化にかかる特別目的会社・信託	
			ディーラー・ブローカー	
	非仲介型金融機関			
	保険・年金基金	保 険	生命保険	
			非生命保険	
		年金基金	共済保険	
			企業年金	
その他年金				
公的金融機関	保険・年金基金を除く金融仲介機関	融資特別会計		
		政府金融機関等		
	保険・年金基金			
一般政府	中央政府			
	うち一般会計・非企業特別会計			
	地方政府			
	社会保障基金			
家 計				
対家計民間非営利団体				
海 外				

(b) 項目内容の相違(表9-2参照)

・SNAでは「貨幣用金・SDR」を大項目とし、「貨幣用金」、「SDR」に区分する。また、「その他の金融資産・負債」の内訳項目として、「外貨準備高(貨幣用金・SDRを除く)」を表章しており、IMFリザーブポジション等を含む。一方、『資金循環統計』では「その他対外債権債務」の内訳として「うち金・SDR等」を表章しており、ここにIMFリザーブポジションも含んでいる。

・『資金循環統計』では、交付国債、預金保険機構国債およびIMF向けの出資・抛出国債(日銀保有分)を「国債・財融債」の残高に含めていない。なお、どちらの統計においても取引(フロー)として認識しない点では一致している。

・SNAでは上場株式と非上場株式の合計を「うち株式」に計上しているが、『資金循環統計』では「株式・出資金」の「うち株式」に上場株式のみを計上している。ただし、「株式・出資金」として全体の概念は一致する。

・「直接投資」を「株式資本」、「再投資収益」、「その他資本」に区分する。

『資金循環統計』では「再投資収益」、「その他資本」を推計しておらず、対外直接投資に「株式資本」の額を表章している。なお、対内直接投資(非居住者による国内企業の株式資本の取得)は「株式資本」の額を株式・出資金の海外部門の資産側に含むという点においては一致している。

b. 全ての取引を結合

同一制度部門内の取引は、全てグロスで表示(結合という)している。

これにより他部門との取引関係が不明となる項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなる。

c. 推計手順

原則、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とする。

暦年値は、年度値と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料を利用して年度計数を暦年計数に転換する。

各制度部門の推計方法は、次のように分けられる。

(a) 公的各部門(地方政府、地方公営企業、地方公社を除く)

各機関の決算書や各種資料の積上げによって推計する。

(b) 「(a)」以外の部門

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。

表9-2 金融資産・負債項目

大項目	内訳項目	
貨幣用金・SDR	貨幣用金	
	SDR	
現金・預金	現金	
	日銀預け金	
	政府預金	
	流動性預金	
	定期性預金	
	譲渡性預金	
	外貨預金	
	財政融資資金預託金	
	日銀貸出金・借入金	
貸出・借入	コール	
	買入・売渡手形	
	民間金融機関貸出・借入	住宅貸付・借入
		消費者信用
		その他
	公的金融機関貸出金・借入金	
		うち住宅貸付・借入
	非金融部門貸出金・借入金	
	消費者信用に含まれない割賦債権・債務	
	現先・債券貸借取引	
株式以外の証券	政府短期証券	
	国債・財融債	
	地方債	
	政府関係機関債	
	金融債	
	事業債	
	居住者発行外債	
	コマーシャル・ペーパー	
	投資信託受益証券	
	信託受益権	
	債権流動化関連商品	
	抵当証券	
株式・出資金		
	うち株式	
金融派生商品	フォワード系	
	オプション系	
保険・年金準備金	保険準備金	
	年金準備金	
その他の金融資産・負債	外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）	
	預け金・預り金	
	企業間信用・貿易信用	
	未収金・未払金等	
	直接投資	株式資本
		再投資収益
		その他資本
	対外証券投資	
	その他対外債権・債務	
	その他	

第9章 資本調達勘定の推計

(2) 項目別推計方法(年度末値の推計)

a. 貨幣用金・SDR

貨幣用金・SDRは、『外貨準備等の状況』(財務省、月次)を基に推計する。

ストックの値は、財務省公表のドルベースの金・SDRを、『金融経済統計月報』の外国為替相場、東京市場のインターバンクスポットレート(月末レート)で円表示に換算し計数を求める。

フローの値は、財務省公表のドルベースの金・SDRの月ごとの差額に、東京市場のインターバンクスポットレート(月中平均レート)を掛けて算出したものを12か月積上げる。

また、当項目は保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は「その他」項目の中央政府部門と中央銀行部門に計上する。

SDRの配分および抹消は取引とはみなさず調整勘定に計上するが、平成21年7～9月期以降については『国際収支統計』にて取引として認識したことを受け、SNAでもフローに計上する。

b. 現金・預金

(a) 現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金

上記「(1)c.」のとおり。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。また、外貨預金における中央政府の資産側は、『資金循環統計』の計数を使用する。

(b) 日銀預け金

『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書や各種資料により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

(c) 政府預金

『資金循環統計』の計数を用いる。なお、『資金循環統計』と同様に、財政統計における各特別会計の保有分については、中央政府に対する「その他」資産・負債として記録する。『資金循環統計』と部門分類の異なる部門については、『財政金融統計月報』(財務省)の国庫収支特集号により計数を把握し、「その他」資産内で部門間の組み替えを行う。

(d) 財政融資資金預託金

照会調査により得られた総額と保有部門の内訳の計数により推計する。

c. 貸出・借入

(a) 日銀貸出金・借入金、コール、買入・売渡手形、民間金融機関貸出・借入、現先・債券貸借取引

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の計数を用い、一方、負債側は公的各部门については決算書等を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」については、『資金循環統計』の計数を用いるが、「その他」については「民間金融機関貸出」から「住宅貸付」と「消費者信用」を控除した計数を計上する。

(b) 公的金融機関貸出金・借入金、非金融部門貸出金・借入金、消費者信用に含まれない割賦債権・債務

上記「(1)c」のとおり。

民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

公的金融機関貸出金・借入金の「うち住宅貸付・借入」は、住宅貸付を行っている機関の決算書等を用いて計数を推計する。

また、「不良債権の抹消」額は、償却する側の計数については、各公的金融機関の損益計算書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、償却される側の計数については、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に按分する。

d. 株式以外の証券

(a) 国庫短期証券

資産側は『資金循環統計』の計数を用いる。

負債側は、『財政金融統計月報』により、財政投融资特別会計の発行する国庫短期証券の残高を「融資特別会計」に計上し、残額を「中央政府」に計上する。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

(b) 国債・財融債

ストックの値は、『資金循環統計』の計数から発行総額を抽出し、この値に『国債統計年報』（財務省、年次）による交付国債・預金保険機構国債を加え総額を求めて中央政府と融資特別会計の負債側に計上する。

資産側は、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等の計数を用いて各部门の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。

フローの値は、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の合算値から国債の取引総額を確定する。

資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの

第9章 資本調達勘定の推計

部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

- (c) 地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、コマーシャル・ペーパー、投資信託受益証券、債権流動化関連商品、抵当証券

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。地方債の負債側については、『地方財政統計年報』等を使用して、地方政府、地方公営企業、地方公社の計数を推計する。

政府関係機関債、金融債、事業債に関しては、『資金循環統計』で情報が得られない保有部門について決算書等を用いて推計する。

- (d) 居住者発行外債、信託受益権

上記「(1)c」のとおり。

なお、居住者発行外債では海外の資産側、信託受益権では民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

e. 株式・出資金

- (a) うち株式

上場株式と非上場株式に分けて推計する。

ストックの値について、上場株式は、『資金循環統計』の「うち株式」を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる部門については、決算書等により計数を確定する。

非上場株式は、国税庁の類似業種比準方式に準じる方法で非金融法人企業および金融機関（業種別）の時価総額を推計し、総額を確定する。資料として、『法人企業統計』（年報）や各企業の有価証券報告書等を用いる。

資産側の配分は、原則として公的部門について決算書等を用いて確定し、残額を『株式分布状況調査』（全国証券取引所、年次）の比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

フローの値については、上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分する。非上場株式は、資本金と資本準備金の増加分を確定して負債側に計上し、総額を確定する。

資産側は、決算書等から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）の残高差額の比率に応じて配分する。

- (b) 出資金

政府出資金と民間出資金に分けて推計する。

政府出資金は、『財政金融統計月報』に掲載の「政府出資法人一覧」、決算書、『地方財政統計年報』等を用いて推計する。

民間出資金は、『法人企業統計』（年報）の資本金 1,000 万円未満の会社の「資本

金」、「資本準備金」部分を家計（個人企業を含む）から民間非金融法人企業への出資金とみなす。

また、民間金融機関への出資金については、中小企業金融機関等、農林水産金融機関、共済保険が受けた出資金を『資金循環統計』と決算書等を用いて把握することで負債側を確定し、それぞれの機関について妥当な出資元の資産側に配分する。

f．金融派生商品

フォワード系、オプション系ともに『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。『資金循環統計』では資料の制約から平成12年7～9月期より取引額（フロー）を計上していないため、フロー表では「-」と表章する。

g．保険・年金準備金

保険準備金、年金準備金ともに『資金循環統計』の計数を用いる。

『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

h．その他の金融資産・負債

（a）外貨準備高（貨幣用金・SDRを除く）

ストックの値は、『資金循環統計』の「その他対外債権債務」の内訳である「うち金・SDR等」の総額（中央政府資産と中央銀行資産の合計）から、円ベースに換算された貨幣用金・SDRを控除することによりリザーブポジションの総額を求める。

貨幣用金・SDRと同様に当項目も保有部門を公表していないため、海外部門の負債側に総額を計上し、資産側は中央政府部門と中央銀行部門の「その他」項目に計上する。

フローの値は、『外貨準備等の状況』のリザーブポジションの各月ごとの差額に、インターバンクスポットレート（月中平均レート）を乗じて各月の取引を計算し、それを足し上げることによって総額を求める。

資産側は残高と同じく「その他」項目に計上する。

（b）預け金・預り金

上記「（1）c.」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

（c）企業間信用・貿易信用

上記「（1）c.」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、家計の負債側が残

差項目となる。

(d) 未収金・未払金等

上記「(1)c .」のとおり。

ただし、中央政府は『資金循環統計』の計数を用いる。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(e) 直接投資

対外直接投資は、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、その内訳である株式資本、再投資収益、その他資本の額を海外部門の負債として確定した後、『資金循環統計』を用い、残高の比率で金融機関部門の資産側にそれぞれ配分し、残差は民間非金融法人企業とする。

対内直接投資については、『国際収支統計』を用いて直接投資合計、再投資収益、その他資本の額を確定し、全て民間非金融法人企業との取引とする。

なお、『国際収支統計』の対内直接投資のうち「株式資本」については、「直接投資」に記録せず「株式」に計上する。

(f) 対外証券投資

上記「(1)c .」のとおり。

ただし、中央政府（うち一般会計・非企業特別会計）は『資金循環統計』の計数を用いる。

なお、残差は『資金循環統計』の比率で民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

(g) その他対外債権・債務

『資金循環統計』の計数を用いるが、中央政府のストックの値は、日本銀行から公表される「対外資産負債残高」の計数から、『資金循環統計』で確定した政府金融機関分を控除して求め、フローの値については『国際収支統計』による。

海外の負債側のストック値については、海外部門の金融資産・負債差額が『本邦対外資産負債残高』（財務省・日本銀行）の対外純資産と整合的になるように調整を行う。海外の負債側のフロー値についても海外部門の純借入／純貸出（資金過不足）が海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に一致するように調整を行う。海外部門の純借入／純貸出（資金過不足）と金融資産・負債差額は海外から見た場合の計数であるため、『国際収支統計』および『本邦対外資産負債残高』の計数と符号が逆になる。なお、「その他対外債権・債務」においては民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

(h) その他

特別会計を含まない部門については『資金循環統計』の計数を用いる。特別会計を含む部門については、『資金循環統計』の計数に一般会計からの繰入金等を加える。また、政府預金についても調整を行うが、詳細は前述の政府預金の推計方法を参照。

外貨準備のうち中央政府・中央銀行保有分、中央政府と中央銀行間の補助貨幣流通高とIMF通貨代用証券日銀保有高の振替調整額等が含まれる。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定には、当該年度と前年度末のストックの差額と当該年度フローとの差額が計上される。

原則、調整勘定の計数を直接推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出金・借入金については、各機関の貸付金の償却額を積上げる。

主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタルゲイン・ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

(例) 株式以外の証券、株式、金融派生商品、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金

3. 純貸出(+) / 純借入(-) と純貸出(+) / 純借入(-) (資金過不足)

制度部門別資本調達勘定の実物取引と金融取引の各々のバランス項目である純貸出(+) / 純借入(-) と純貸出(+) / 純借入(-) (資金過不足) は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。これは、実物取引の推計において統計上の不突合が存在すること、実物取引と金融取引の推計資料及び推計手法の相違等によるものである。

一国全体としては、制度部門別の純貸出(+) / 純借入(-) の制度部門合計に統計

第9章 資本調達勘定の推計

上の不突合を加えると純貸出(+) / 純借入(-) (資金過不足)の制度部門合計となり、海外に対する債権の変動として統合勘定の資本調達勘定に記載される。